

## 五條市立中学校通学用自転車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 教育長は、五條市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する五條市立の中学校に自転車通学する生徒（以下「生徒」という。）の当該通学に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、当該保護者に対し、予算の範囲内で五條市立中学校通学用自転車購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和3年3月五條市規則第13号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「保護者」とは、生徒に対して親権を行うもの（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）又は現に当該生徒の監護及び教育をしていると認められる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による教育扶助として通学に係る経費又は通学用品の支給を受けている生徒の保護者
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定による区域外就学を認められて通学する生徒の保護者
- (3) スクールバス等により通学の支援を受けている生徒の保護者（学校長から自転車通学を認められている者を除く。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、通学に係る経費に対する他の補助制度の適用を受けている生徒の保護者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生徒が通学に使用する自転車の購入（新入学準備による前年度中の購入を含む。）に要する費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）とし、補助金の交付回数は生徒1人につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、五條市立中学校通学用自転車購入費補助金交付申請書（様式第1号）に購入した自転車の写真、領収書等（購入者、購入日及び購入

金額が確認出来る書類)を添えて、教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、五條市立中学校通学用自転車購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求等)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、五條市立中学校通学用自転車購入費補助金交付請求書(様式第3号)により教育長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 教育長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他教育長が補助金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、教育長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 交付決定者は、補助金により取得した財産を、教育長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間(以下「処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りでない。

2 教育長は、交付決定者が処分制限期間中において、取得した財産等を教育長の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

五條市教育委員会教育長 殿

申請者（保護者）

住 所

氏 名

五條市立中学校通学用自転車購入費補助金交付申請書

下記のとおり補助金を交付されるよう、五條市立中学校通学用自転車購入費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 学 校 名

3. 生 徒 氏 名

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による教育扶助として通学に係る経費又は通学用品の受給の有無を確認することに同意します。



様式第3号（第8条関係）

年 月 日

五條市教育委員会教育長 殿

申請者（保護者）

住 所

氏 名

五條市立中学校通学用自転車購入費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった補助金について、五條市立中学校  
通学用自転車購入費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

記

1. 請 求 額 円

2. 学 校 名

3. 生 徒 氏 名

4. 振 込 先

金融機関名 支店名	預金種別	口座番号	口座名義 (カタカナ)
	当座 ・ 普通		